

公立大学法人島根県立大学役員報酬規程

平成 19 年 4 月 1 日
規程第 17 号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人島根県立大学（以下「法人」という。）の役員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 役員の報酬は、常勤の役員については給料、通勤手当及び期末手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。

(報酬の支給日)

第3条 常勤の役員の報酬の支給日については、公立大学法人島根県立大学職員給与規程（平成 19 年規程第 23 号。以下「職員給与規程」という。）第 3 条の規定の例による。

2 非常勤役員手当の支給日については、公立大学法人島根県立大学非常勤職員給与規程（平成 19 年規程第 34 号）第 3 条の規定の例による。

(給料)

第4条 給料の月額は、次に掲げる額とする。

- (1) 理事長 1,032,000 円
- (2) 副理事長 759,000 円

(通勤手当)

第5条 役員の通勤手当については、職員給与規程第 23 条の規定の例による。

(期末手当)

第6条 期末手当は、毎年 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下「基準日」という。）に法人に在籍する役員に対して支給する。基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した役員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、基準日現在（基準日前 1 か月間以内に退職し、又は死亡した役員にあっては、その退職し、又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき給料月額と当該給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額の合計額に、100 分の 175 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 か月 100 分の 100
- (2) 5 か月以上 6 か月未満 100 分の 80
- (3) 3 か月以上 5 か月未満 100 分の 60
- (4) 3 か月未満 100 分の 30

3 前項の期末手当の額は、島根県公立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び当該役員の職務の実績を勘案して、同項に規定する期末手当の額の 100 分の 10 の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

4 職員給与規程第 17 条第 2 項及び第 3 項の規定は、役員の期末手当について準用する。

(非常勤役員手当)

第7条 非常勤役員手当の額は、日額30,000円とする。

(重複給与の禁止)

第8条 役員が職員を兼ねる場合（理事長が教授を兼ねる場合を除く。）は、役員の報酬は支給しない。

(準用)

第9条 この規程に定めるもののほか、報酬の支給方法については、職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(給与の特例)

2 平成19年4月1日から平成29年3月31日までの間、給料の月額は、第4条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の13（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

3 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、前項中「100分の13」とあるのは「100分の18」とする。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成19年12月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

(平成19年12月に支給する期末手当に関する特例)

2 平成19年12月に支給する期末手当に関する改正後の第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の170」とあるのは、「100分の160」とする。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例)

2 平成21年12月に支給する期末手当に関する改正後の第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは、「100分の145」とする。

附 則

(施行期日)

この改正は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行し、改正後の附則第2項の規定は、平成24年4月分以降の給与について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年1月7日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の規程に基づいて、平成24年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

この改正は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この改正は、平成27年2月2日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(平成26年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

- 2 平成26年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第6条の規定の適用については、同項中「100分の150」とあるのは、「100分の160」とする。

(給与の内払)

- 3 改正前の規程に基づいて、平成26年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年12月9日から施行し、平成27年12月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成29年2月6日から施行し、平成28年6月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正前の規程に基づいて、平成28年6月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。

(給与の特例)

2 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間、給料の月額は、第4条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の6（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成30年2月5日から施行し、平成29年6月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正前の規程に基づいて、平成29年6月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成31年2月4日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

(平成30年12月に支給する期末手当に関する特例)

2 平成30年12月に支給する期末手当に関する改正後の第6条の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の170」とする。

(給与の内払)

3 改正前の規程に基づいて、平成30年12月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。

(給与の特例)

2 平成31年4月1日から当分の間、給料の月額は、第4条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の6（その額に1円未満の端数を生じたとき

は、これを切り捨てた額) を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和2年2月3日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正前の規程に基づいて、平成31年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和2年12月1日から施行する。
(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例)
- 2 令和2年12月に支給する期末手当に関する改正後の第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の157.5」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和3年12月1日から施行する。
(令和3年12月に支給する期末手当に関する特例)
- 2 令和3年12月に支給する期末手当に関する改正後の第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは、「100分の150」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和5年1月30日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正前の規程に基づいて、令和4年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和6年2月2日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正前の規程に基づいて、令和5年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和7年1月31日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正前の規程に基づいて、令和6年4月1日以後分として支給された給与は、改
正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和8年1月26日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正前の規程に基づいて、令和7年4月1日以後分として支給された給与は、改
正後の規程による給与の内払とみなす。